

(様式第 1 - 5 号)

屋農第 8 1 6 号
平成 2 7 年 8 月 2 7 日

湯泊地区環境保全会
代表 亀割 義一 殿

屋久島町長 荒木 耕治

印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

平成 27 年 8 月 3 日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

(別紙)

屋久島町が管理する施設の工事に関する条件

1. 町が管理する施設に関し、湯泊地区環境保全会（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の経路を経て、町に無償で譲渡するものとする。
また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。